

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 2 月 20 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601036号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600361号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成15年7月11日の標準賞与額を45万円、同年12月17日の標準賞与額を67万5,000円、平成16年7月14日の標準賞与額を44万円、同年12月15日の標準賞与額を67万3,000円、平成17年7月14日の標準賞与額を45万9,000円、同年12月15日の標準賞与額を67万1,000円、平成18年7月14日の標準賞与額を32万円、同年12月15日の標準賞与額を65万4,000円、平成19年7月13日の標準賞与額を31万3,000円、同年12月14日の標準賞与額を63万9,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月11日、同年12月17日、平成16年7月14日、同年12月15日、平成17年7月14日、同年12月15日、平成18年7月14日、同年12月15日、平成19年7月13日及び同年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月11日、同年12月17日、平成16年7月14日、同年12月15日、平成17年7月14日、同年12月15日、平成18年7月14日、同年12月15日、平成19年7月13日及び同年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求者のA社における平成16年7月14日の標準賞与額を46万円に、同年12月15日の標準賞与額を69万円に、平成17年7月14日の標準賞与額を47万円に、同年12月15日の標準賞与額を70万5,000円に、平成18年7月14日の標準賞与額を47万円に、同年12月15日の標準賞与額を70万5,000円に、平成19年7月13日の標準賞与額を47万円に、同年12月14日の標準賞与額を70万5,000円に訂正することが必要である。

なお、平成16年7月14日、同年12月15日、平成17年7月14日、同年12月15日、平成18年7月14日、同年12月15日、平成19年7月13日及び同年12月14日の訂正後の各標準賞与額(上記1の訂正後の各標準賞与額(平成16年7月14日は44万円、同年12月15日は67万3,000円、平成17年7月14日は45万9,000円、同年12月15日は67万1,000円、平成18年7月14日は32万円、同年12月15日は65万4,000円、平成19年7月13日は31万3,000円、同年12月14日は63万9,000円)を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間： ① 平成15年7月11日
② 平成15年12月17日
③ 平成16年7月14日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年7月14日
⑥ 平成17年12月
⑦ 平成18年7月14日
⑧ 平成18年12月
⑨ 平成19年7月
⑩ 平成19年12月

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑩までに係る賞与の記録がない。厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給料支払明細書（賞与）を提出するので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。また、保険給付に反映しなくても事実即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、請求者から提出された給料支払明細書（賞与）及び預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間①及び②において賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①及び②の標準賞与額については、上記給料支払明細書（賞与）により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年7月11日は45万円、同年12月17日は67万5,000円とすることが必要である。

請求期間③、④、⑤及び⑦について、請求者から提出された給料支払明細書（賞与）及び預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間③、④、⑤及び⑦において賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③、④、⑤及び⑦の標準賞与額については、上記給料支払明細書（賞与）により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年7月14日は44万円、同年12月15日は67万3,000円、平成17年7月14日は45万9,000円、平成18年7月14日は32万円とすることが必要である。

請求期間⑥、⑧、⑨及び⑩について、請求者から提出された給料支払明細書（賞与）により、請求者は、請求期間⑥、⑧、⑨及び⑩において賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間⑥、⑧、⑨及び⑩の賞与支給日については、同僚から提出された請求期間⑥に係る給料支払明細書（賞与）及び預金通帳の写し、請求期間⑧、⑨及び⑩の請求者に係るB銀行C支店から提出された取引明細書から判断すると、請求期間⑥は平成17年12月15日、請求期間⑧は平成18年12月15日、請求期間⑨は平成19年7月13日、請求期間⑩は同年12月14日とすることが妥当である。

また、請求期間⑥、⑧、⑨及び⑩の標準賞与額については、上記給料支払明細書（賞与）により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年12月15日は67万1,000円、平成18年12月15日は65万4,000円、平成19年7月13日は31万3,000円、同年12月14日は63万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月11日、同年12月17日、平成16年7月14日、同年12月15日、平成17年7月14日、同年12月15日、平成18年7月14日、同年12月15日、平成19年7月13日及び同年12月14日に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては、給料支払明細書など何も手元がないのでわからないと、回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの健康保険厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

2 上記給料支払明細書（賞与）により、請求者は、平成16年7月14日に46万円、同年12月15日に69万円、平成17年7月14日に47万円、同年12月15日に70万5,000円、平成18年7月14日に47万円、同年12月15日に70万5,000円、平成19年7月13日に47万円、同年12月14日に70万5,000円に相当する賞与の支払を事業主から受けていたことが確認できることから、請求者のA社における平成16年7月14日の標準賞与額を46万円に、同年12月15日の標準賞与額を69万円に、平成17年7月14日の標準賞与額を47万円に、同年12月15日の標準賞与額を70万5,000円に、平成18年7月14日の標準賞与額を47万円に、同年12月15日の標準賞与額を70万5,000円に、平成19年7月13日の標準賞与額を47万円に、同年12月14日の標準賞与額を70万5,000円に訂正することが必要である。

なお、平成16年7月14日、同年12月15日、平成17年7月14日、同年12月15日、平成18年7月14日、同年12月15日、平成19年7月13日及び同年12月14日の訂正後の各標準賞与額（上記1の訂正後の各標準賞与額（平成16年7月14日は44万円、同年12月15日は67万3,000円、平成17年7月14日は45万9,000円、同年12月15日は67万1,000円、平成18年7月14日は32万円、同年12月15日は65万4,000円、平成19年7月13日は31万3,000円、同年12月14日は63万9,000円）を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。